



平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社アーネストワン
代表者名 代表取締役社長 西河洋一
(コード番号 8 8 9 5 東証第一部)
問合せ先 社長室長 岡田慶太
電話番号 042-461-6377

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 28 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条を削除するものであります。また、単元未満株券の不発行の定めを設けた現行定款第 8 条第 2 項を削除するものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株式取扱規程において、株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (5) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 24 日(水曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 24 日(水曜日)

以 上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2</u> 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>单元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>3</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p><u>第7条</u> 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>3</u> 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 12 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱い、<u>手数料及び株主の権利行使に際しての手続等は</u>、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 11 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで効力を有し、翌日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

以上